

子育てのお金のこと・手当のこと

☀️医療費の助成制度

子ども医療費の助成

出生から中学校3年生までの子どもの入院及び通院に係る医療費を助成します。

「子ども医療費助成受給券」を保険証と一緒に医療機関(千葉県内)へ提出していただくことにより、自己負担金を超えた医療費を助成します。(保険調剤は無料)

■対象 出生から中学校3年生(15歳に達する日以後の3月31日まで)の子ども

■千葉県外で受診された場合

千葉県外の医療機関では、「子ども医療費助成受給券」を使用することが出来ませんので、後日「償還払い」の手続きをして下さい。

■「償還払い」の手続きに必要なもの

・領収書(診療点数が記載されたもの)、子ども医療費助成受給券、印鑑、保護者名義の預金通帳、子どもの健康保険証

※「償還払い」とは、いったん窓口で支払いをしていただき、後日申請することにより支払った金額が指定された口座に振り込まれます。

■自己負担金 通院1回、入院1日につき300円

※市町村民税所得割非課税世帯は無料。

児童医療費の助成

病気やけがで医療機関にかかった場合、支払った保険対象の医療費が助成されます。

■対象 高校1年生から3年生(各種学校を含む18歳に達する日以後の3月31日)までの児童

■助成額 医療費から自己負担金を差し引いた額(保険調剤は無料)

■自己負担金 通院1回、入院1日につき700円

※市町村民税所得割非課税世帯は無料。

■申請に必要なもの

子どもの健康保険証、学生証、領収書(診療点数が記載されたもので医療費を支払った日の翌日から2年以内のもの)、印鑑、保護者名義の預金通帳

届出窓口・問合せ

福祉課 子育て支援室 ☎60-1120

夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2113

岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2113

☀️医療費の公費制度

未熟児養育医療

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担します。

- ・指定養育医療機関での治療に限られます。
- ・世帯の所得税額に応じて、自己負担が生じます。

■給付対象

- ・診療・薬剤又は治療材料の支給
- ・医学的処置、手術及びその他の治療など

■申請期限 生後2週間以内

■問合せ 福祉課 子育て支援室

☎0470-60-1120

小児慢性特定疾患医療費助成制度

国で指定された対象疾患について医療給付を行います。(保護者の所得や児童等の状態に応じて自己負担があります。)

■対象

対象疾患にかかっている18歳未満の児童で国の定める認定基準に該当する者

■支給開始 申請日から

■問合せ 夷隅健康福祉センター

☎0470-73-0145

☀️各種手当

児童手当

児童手当とは、中学校修了前まで(15歳になって最初に迎える3月31日まで)のお子さんを養育している方に支給されるものです。申請のあった翌月から支給されます。

*公務員の方は勤務先で申請してください。

■対象 0歳から中学校修了前までの子どもを養育している方

■届出期間 赤ちゃんが生まれた日から15日以内

※手続きが遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなります。

■支給額(平成27年9月現在)

子どもの年齢	児童手当月額
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律 10,000円
所得制限額以上である方	一律 5,000円

※所得制限額は960万円(夫婦2人世帯)を基準に、6月分手当から適用

■支給月 6月 10月 2月

■申請に必要なもの 受給者の健康保険証・印鑑・預金通帳

問合せ

福祉課 子育て支援室 ☎60-1120

夷隅地域市民局 地域市民班 ☎86-2113

岬地域市民局 地域市民班 ☎87-2113

